

令和5年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第5号）

令和5年3月16日（木曜日）午前10時開議

議案審議（委員長報告～討論～表決）

- 第 1 議案第 2 4 号 令和5年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 5 号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第 2 6 号 令和5年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第 2 7 号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 2 8 号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第 2 9 号 令和5年度美郷町水道事業会計予算

陳情等審議（委員長報告～質疑～討論～表決）

- 第 7 陳情第 1 3 号 学校部活動の地域移行に関する陳情書
- 第 8 陳情第 1 7 号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全保障を求める陳情
- 第 9 陳情第 1 8 号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第 1 0 陳情第 1 9 号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第 1 1 陳情第 2 0 号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的改正を求める陳情書

追加議案審議

- 追加日程第 1 発議第 2 号 最低賃金の改善を求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 3 号 最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 追加日程第 3 発議第 4 号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出について
- 追加日程第 4 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	奥山智佳等君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
建設課長	高橋博和君	商工観光交流課長	今野武俊君
農業委員会会長	高橋正尚君	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君
教育長	福田世喜君	農業委員会 事務局長	小田長光仁君
教育推進課長	佐々木寿人君	教育推進監	武藤浩紀君
代表監査委員	高橋信雄君	生涯学習課長	大澤修君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第24号から議案第29号の委員長報告、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第1、議案第24号から日程第6、議案第29号までの6件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この議案の審査方を予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、鈴木良勝君、登壇願います。

（予算特別委員長 鈴木良勝君 登壇）

○予算特別委員長（鈴木良勝君） おはようございます。

3月7日本会議において当委員会に審査を付託されました、議案第24号から議案第29号までの6議案の審査経過と結果をご報告いたします。

3月8日午前10時より、委員15名全員が出席し、議案第24号 令和5年度美郷町一般会計予算について審査を行いました。

初めに、歳入について。

町税関係では、個人町民税算定に係る各所得の見込み、固定資産税の土地建物償却資産の構成割合、町税の収納率の見込みと予算計上割合、収納対策についての質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

使用料関係では、雁の里施設使用料及びパークゴルフ場使用料の実績と予算計上についての質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

財産収入関係では、立木売却収入についての質疑があり、所要の説明を受けました。

諸収入関係では、地元対策負担金及びネーミングライツ収入の内容について質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

町債関係では、脱炭素化推進事業債の概要と有利性についての質疑があり、所要の説明を受け

ました。

次に、歳出について。

総務費関係では、「町の花・木・鳥・魚」の絵画制作、乗合タクシーの登録者数、運行見込数、結婚新生活支援助成金の年齢要件、町政お気づきモニターの活動、環境配慮型美郷暮らしの整備事業の概要、LINEアプリを活用した情報発信の内容、雪下ろし等支援事業委託料の内容についての質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

民生費では、高齢者福祉費減額の理由、敬老会記念品をなくす経緯、福祉サービス利用料助成金の内容、子ども子育て支援拠点創設事業の概要について質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

衛生費では、出産・子育て支援アプリの内容、メンタルヘルスサポーターの養成講座と自主活動の内容、新たなプラスチック資源循環に向けた実証実験の内容について質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

農林水産業費では、緩衝帯整備業務の内容、6次産業化支援事業の年齢要件、新規就農者支援事業の予算計上について、道の駅管理委託料の内容、県営基盤整備事業調査計画費負担金の対象となる受益面積とは場整備完了後のほ場整備率、多面的機能支払交付金に取り組んでいない割合について質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

商工費では、秋田空港市町村情報コーナーの使用料、商工会商工業総合振興事業費補助金の商談会参加支援の内容、インターネット販売販路開拓支援事業補助金の減額理由、名水市場湧太郎観光案内休憩所改修工事の財源と訪問者数の把握について、観光業務委託料の内容、藤清水周辺遊歩道藤棚改修工事の内容、イベント等開催補助金の内訳と予算計上について、温泉運営費補助金の内容と指定管理者への指導監督について質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

土木費では、路面標示工事の内容と発注について、町民の森管理棟屋根塗装工事の内容、潟尻公園施設解体工事及び小安門地内駐車場あずまや等撤去工事の内容と工事後の利用について質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

教育費では、部活動地域移行の関連予算について、児童・生徒に配付する新聞の選定について、美郷中学校の防犯カメラ設置時期とその効果、車両降車時置き去り防止装置の設置時期、奨学金返還助成金の内容と対象者数、チャレンジデー開催の有無、コロナが収束しても再開しないスポーツイベントの有無について質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

給与費明細書では、人件費増額の理由について質疑があり、所要の説明を受けました。

質疑終了後、議案第24号に対する討論を行ったところ、反対討論がありました。

その後、起立による採決を行った結果、議案第24号 令和5年度美郷町一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決と報告すべきものと決し、初日の審査を終了しました。

翌3月9日、委員15名全員が出席し、議案第25号から議案第28号までの4つの特別会計予算及び議案第29号の水道事業会計予算について審査を行いました。

議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計予算の審査では、歳入については、被保険者数の減少や被保険者の所得状況の見込み、国民健康保険税の収納率とその向上対策、未就学児均等割保険料繰入金の数について質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

歳出については、療養給付費減額の要因について質疑があり、所要の説明を受けました。

次に、議案第26号 令和5年度美郷町下水道事業特別会計予算、議案第27号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算及び議案第28号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算については、質疑がありませんでした。

次に、議案第29号 令和5年度美郷町水道事業会計予算の審査では、令和5年10月から施行されるインボイス制度の影響と対応、水道有収率についての質疑があり、それぞれ所要の説明を受けました。

質疑終了後、ただちに討論、採決を行った結果、議案第25号から議案第29号についての討論はなく、その後、議案ごとに起立による採決を行った結果、議案第25号から議案第29号までの各会計予算は、いずれも全員賛成で原案のとおり可決と報告すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄君） お諮りします。ただいまの報告については、会議規則第43条の規定による質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第24号について、これより討論を行います。討論ありませんか。（「10番」の声あり）10番、賛成討論ですか、反対討論ですか。（「反対です」の声あり）6番議員、反対討論ですか。（「賛成です」の声あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 議案第24号 令和5年度美郷町一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

国の2023年度の地方財政計画は、マイナンバー予算を初めとするデジタル田園都市構想推進、

公立病院ガイドラインによる地域医療構想、病院統廃合の促進、公的サービスの産業化などを引き続き地方自治体に押しつけるものとなっています。町の新年度予算は、こうしたことに基づいたものであり、賛成できません。

新年度予算における子供子育て支援拠点施設の整備を初めとする新たな子育て支援充実策や、住宅リフォーム事業補助金の引上げ、さらに新たに帯状疱疹予防接種の助成を行うことなどは、住民要望を反映したものであり、評価するものです。しかし、敬老会の記念品の廃止や職員の削減、マイナンバーカード推進などの予算には賛成できません。

国は、デジタル化を推進し、マイナンバーカードの普及を、任意とはいえ実質義務化の方向で強引に押し進めています。デジタル化が行政の利便性向上に資することを否定するものではなく、デジタル技術の普及そのものに反対ではありません。しかし、国が進めるデジタル化は、巨額の税金を投入し、行政サービスの後退や財界への利益誘導と官民癒着の拡大を招く一方、国民には個人情報漏えいの危険や負担増、給付削減が押しつけられる恐れがあります。国の施策に基づくものとはいえ、住民の利益を考えた場合、賛成できません。

物価高騰と社会保障の負担増で、住民の暮らしは厳しくなっています。住民の命と暮らしを守るための施策のさらなる充実を求めて討論いたします。

○議長（森元淑雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、高橋邦武君、登壇願います。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） 私は、議案第24号 令和5年度美郷町一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

令和5年度は、第3次美郷町総合計画の2年度目に当たり、本予算案は、まちづくりの将来像「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち」の実現に向けて、各種施策を計画的に展開するとともに、様々な状況の変化に適切に対応していくものと存じます。

まず、歳入についてですが、町税の大勢を成す町民税と固定資産税が前年度を上回る見込みであり、町税全体では4.2%の増加、また地方交付税は2.6%の増加となっております。町債は31.5%の増加を見込んでおりますが、新たに創設された脱炭素化推進事業債を活用するなど、有利な起債を事業ごとに選択しております。

続いて、歳出についてですが、にぎわいで活気があふれるまちを目指して、名水市場湧太郎及び観光案内休憩所の改修工事や町ラベンダー園の土壌改良工事を実施するとともに、定住移住支援の強化や体験型・滞在型観光の充実を図ることとしております。

また、健康で元気に暮らせるまちについては、自動車運転免許証を持たない高齢者に、一般タ

クシーやバス代にも利用できる助成券を交付するほか、出産、子ども子育て支援の充実を図ることとしております。

さらに、地域産業や農業の振興強化、教育環境や生涯学習の充実、デジタル化や脱炭素化の推進、防災など、安全安心対策の充実等につながる取組が予算配分されており、まちづくりの目標を達成するためのバランスがとれた、メリ張りのきいた予算であると思慮されます。

一方、財政健全化の取組に沿った予算としておりますが、大曲仙北広域市町村圏組合が実施する新南部斎場建設事業及び新中央し尿処理センター建設事業に伴う負担金があり、プライマリーバランスの黒字化を意識した財政運営に引き続き留意する必要があります。

最後に、美郷町合併20周年に向けた準備は、新型コロナウイルス感染症への対応などの取組もあり、町長をはじめ全ての職員には、ウィズコロナの認識の下、健康に留意しながら、意識のアンテナを高く張り、攻めの姿勢で町政を推進されますことを期待しております。

以上のことから、議案に賛成するものであります。

○議長（森元淑雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。

議案第24号 令和5年度美郷町一般会計予算について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

お諮りします。議案第24号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者14名）

○議長（森元淑雄君） 起立多数です。よって、議案第24号 令和5年度美郷町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第25号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第25号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第26号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第26号 令和5年度美郷町下水道事業特別会計予算について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第26号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和5年度美郷町下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第27号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第27号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第27号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第28号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第28号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第28号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第29号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第29号 令和5年度美郷町水道事業会計予算について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第29号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号 令和5年度美郷町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第13号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第7、陳情第13号 学校部活動の地域移行に関する陳情書を議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、泉 美和子君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 泉 美和子君 登壇)

○教育民生常任委員長(泉 美和子君) 令和4年12月5日の第10回定例会本会議において、当委員会に審査を付託され、継続審査となっております陳情第13号 学校部活動の地域移行に関する陳情書の審査経過と結果をご報告いたします。

3月10日、委員8名が出席し、当委員会を開催して、慎重に審査いたしました。

陳情の審査では、願意は理解できるが、採択して意見書を提出するまでには至らないと思う。もう少し状況を見たほうがいい。簡単に結論を出せない問題だ。今すぐ採択、不採択ということにはならない。子供、関係者の意見を十分に聞いて地域移行を実施することは理解できる。しかし、部活動を含む教員の全ての業務を勤務時間内に収める取組も推進することという意見は、こ

の陳情書に含めていいのか気になるところである。今動いているところなので、意見書を上げるまでもないなどの意見がありました。

採決したところ、趣旨採択とすべきもの5人、不採択とすべきもの1人、継続審査とすべきもの1人となり、趣旨採択とすべきものと決しました。

以上、ご報告いたします。

○議長（森元淑雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

陳情第13号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

陳情第13号について、これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

お諮りします。陳情第13号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第13号 学校部活動の地域移行に関する陳情書は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

◎陳情第17号から陳情第20号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第8、陳情第17号から日程第11、陳情第20号までを会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この陳情の審査方を総務産業常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、村田 薫君、登壇願います。

（総務産業常任委員長 村田 薫君 登壇）

○総務産業常任委員長（村田 薫君） 報告いたします。

令和5年3月1日の第2回定例会本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第17号、第18号、第19号及び第20号の審査経過と結果をご報告申し上げます。

3月7日、委員8名が出席し、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。

初めに、陳情第17号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻

く空・水・土の安全保障を求める陳情の審査では、学校上空の飛行禁止は、米軍に対して宜野湾市でも改善を求めているし、土壌の入替えについても、環境省が専門家会議を設けていることにしている。また、普天間から辺野古への基地移転が決まっており、国と沖縄県で係争中ではあるが、将来的には安全が保障されている。普天間第二小は、普天間基地内に隣接し、移転の計画があったが、反基地運動を展開する市民団体の抵抗があったため、移転が頓挫した経緯がある。反基地運動がすり替わり子供を盾にしているように感じる。願意は妥当であるが、これは日本政府あるいは沖縄県で努力して解決できる問題だと思う。危険なことは除去して安全を守るのが国や自治体の役目だと思う。最後に、我々が学校上空を飛行禁止にせよとは、一概には言えないなどの意見がありました。

採決したところ、採択とすべきもの1人、趣旨採択とすべきもの4人、不採択とすべきもの2人となり、趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第18号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書の審査では、1つ目として、物価高騰に対応するため賃金を上げなければならないという議論が高まってきていると感じている。GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げるには、賃金の底上げを図ることが必要なのは理解できる。また、特に若年層で、最低賃金が低い地方から高い地域に流出している状況があるので、地方最低賃金審議会において、一律で賃金の改定を行うべきではないか。最低賃金が低いことが人口減少の一因でもあると思う。国内企業の8割以上は中小零細企業であり、原材料、燃料等が高騰している中、取引の関係で、料金や価格に反映できていない。願意は理解できるが、もう少し経済が上向いてからでいいのではないか。地域別の最低賃金は地域の実情によるものである。陳情にある時給1500円だとすると、中小企業が多い秋田県の企業は立ち行かなくなり、倒産してしまうなどの意見がありました。

採決したところ、採択とすべきもの4人、趣旨採択とすべきもの3人となり、採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第19号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の採択を求める陳情書の審査では、1つ目として、中小零細企業支援の拡充は同意しづらい。基本的に保護政策を強めないほうがいいと考えている。例えば、経済規模の拡大や、成長の可能性がある新興企業などに支援し、産業の新陳代謝を促す政策を行い、全体的に最低賃金が上がる方向でいけばいいのではないか。最低賃金を引き上げるためには、中小零細企業の支援が必要だということをもっともだと思う。陳情第18号と連動する部分があるので、国で企業を支援して日本経済の底上げを図るべきだ。最低賃金の地域間格差をなくすことは大事だと思う。

しかし、単価改善などは、いつの時代も企業努力によって行われている。秋田県で最低賃金を上げておくことは必須であり、その裏づけとしてこのような企業支援は必要である。最後に、地域の中小零細企業の営業を改善するためには、地域循環型経済の確立に期待したいなどの意見がありました。

採決したところ、採択とすべきもの5人、不採択とすべきもの2人となり、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第20号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書の審査では、最初に、消費生活相談も高止まりが続いている状況であり、特に高齢者が悪質商法のターゲットにされている。また、若年層にマルチ取引の被害もあるので、法改正は必要である。国はこれまで法改正で対応してきたが、まだまだ巧妙な犯罪が発生しており、さらなる法改正が必要である。携帯電話にメールなどで商品の売り込みが来る。若い方は理解できると思うが、理解できない方もおり、そういった被害は避けなければいけないなどの意見がありました。

採決したところ、採択とすべきもの7人となり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑は、陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第17号について、これより討論を行います。討論ありませんか。10番、反対討論ですか。（「反対です」の声あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 陳情第17号について、賛成の立場から討論いたします。

基地が集中している沖縄の子供たちの命を、基地の被害から守るための陳情だと思います。ぜひ採択して、意見書を提出すべきと思いますので、委員長報告には反対いたします。

○議長（森元淑雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。

陳情第17号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

お諮りします。陳情第17号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 1 2名)

○議長(森元淑雄君) 起立多数です。よって、陳情第17号については委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第18号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

陳情第18号について、これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。陳情第18号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、陳情第18号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第19号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

陳情第19号について、これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。陳情第19号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、陳情第19号 「最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第20号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

陳情第20号について、これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。陳情第20号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、陳情第20号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時40分)

(午前10時41分)

○議長(森元淑雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時41分)

(午前10時42分)

○議長(森元淑雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第2号の上程、表決

○議長(森元淑雄君) 追加日程第1、発議第2号 最低賃金の改善を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。

発議第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号 「最低賃金の改善を求める意見書」の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第3号の上程、表決

○議長（森元淑雄君） 追加日程第2、発議第3号 「最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。発議第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号 「最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第4号の上程、表決

○議長（森元淑雄君） 追加日程第3、発議第4号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。発議第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、発議第4号「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(森元淑雄君) 追加日程第4、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長、教育民生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長より審査中の事件等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(森元淑雄君) 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全てを終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第2回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時47分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和5年3月16日

美郷町議会議長 森元淑雄

署名議員 藤原政春

署名議員 高山茂雄